

3月10日（火）

令和 8 年 3 月 10 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (35名)	
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 (同)
5 番	山 内 いっとく (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹 (同)
7 番	下 沖 篤 史 (同)
8 番	齊 藤 了 介 (同)
9 番	黒 岩 保 雄 (同)
10番	渡 辺 正 剛 (同)
11番	河 野 通 博 (同)
13番	外 山 衛 (同)
14番	脇 谷 のりこ (未来への風)
15番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎 (同)
18番	野 崎 幸 士 (宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋 (同)
20番	内 田 理 佐 (同)
21番	川 添 博 (同)
22番	荒 神 稔 (同)
23番	日 高 博 之 (同)
24番	福 田 新 一 (同)
25番	本 田 利 弘 (同)
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
32番	濱 砂 守 (同)
33番	安 田 厚 生 (同)
34番	坂 口 博 美 (同)
35番	山 下 寿 (同)
36番	山 下 博 三 (同)
37番	二 見 康 之 (同)
39番	日 高 陽 一 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 局 次 長	坂 下 利 雄
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
公 安 委 員 長	松 山 昭
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 会 委 員 長	桑 山 秀 彦

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号）

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和7年度補正予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、国の令和7年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額全体としては、一般会計で15億6,600万円余の減額、特別会計で45億500万円余の増額となっておりますが、国の補正予算に伴う経費として289億3,600万円余が増額計上されております。

歳入の主なものとしては、地方交付税が124億5,400万円余、県税が34億7,000万円余の増額となる一方で、繰入金が157億4,100万円余、県債

が85億8,500万円余の減額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,289億3,800万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で15億5,800万円余の減額、特別会計で1,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は163億2,100万円余となります。

次に、総務部の補正予算は、一般会計で212億5,200万円余の増額、特別会計で8億6,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,668億4,600万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、一般会計で5億5,100万円余の減額であり、補正後の予算額は115億5,500万円余となります。

このうち、総合政策部の「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についてであります。

この事業は、本県への移住促進並びに地域の担い手確保のため、一定の要件を満たす県外からの移住者に対して、市町村を通じて支援金を支給するものであります。

このことについて委員より、「現状を踏まえると、この事業の成果指標である移住支援金支給件数、3年間累計で1,464件という目標達成は厳しいと感じる。目標達成に向け、今後どのような対策を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「移住を検討している方に対して、しっかりと制度についての周知を行うとともに、移住相談窓口においても個々の状況に応じた支援制度の活用について、丁寧なサポートを行ってまいりたい。また、AIなどのデジタルの力も活用し、広く相談に応じることのできる体制をつくっていくことで、移住者の増加につなげたい」との答弁がありました。

最後に、総務部の「県立病院事業点検プロジェクトチーム報告」についてであります。

このことについて委員より、「収支計画によると、令和12年度に黒字に転じることになっているが、実現は可能なのか」との質疑があり、当局より、「診療報酬の大幅な改定に伴い、赤字を圧縮できる兆しが見え始めたところである。また、不採算医療として一般会計が負うべきところを的確に把握し、支援するとともに、病院局がさらなる抜本的対策を行うことで、令和12年度に黒字となる見通しを立てている」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で32億6,200万円余の増額、特別会計で53億2,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,531億4,200万円余となります。

このうち、物価高騰対策に係る支援事業についてであります。

今回の補正では、光熱費や食材料費の高騰の

影響を受ける医療機関や社会福祉施設等に支援金を給付する「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」をはじめ、物価高騰対策に係る複数の事業が計上されております。

このことについて委員より、「昨今の物価高騰の中、厳しい状況が続いているため、迅速な支援が図られるよう、しっかりとした事業の進行管理を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、保育人材の確保についてであります。

このことについて当局より、「潜在保育士に係る実態把握調査の結果、約4割が就業に意欲を持っており、給与や就業時間の改善、職場環境の整備等の条件次第で現場復帰の可能性があることが明確となった。勤務条件や職場環境の改善を後押しするなど、保育人材の確保に努めたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「潜在保育士が職場復帰する際に、なかなか正規職員になれないという事例があると思う。非正規職員から正規職員への転換を希望される方への対応についても、しっかりと注視していただきたい」との意見がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、給与改定や物価高騰の影響による経営環境の悪化等に対応するため、緊急対策として、一般会計繰入金で12億4,700万円余増額するものであります。この結果、補正後の病院事業収益は464億6,800万円余となります。

最後に、「県立病院事業点検プロジェクトチーム報告」についてであります。

このことに関連して委員より、「県立病院のみならず、県内市町村立病院も含め、公立病院の経営は極めて厳しい状況にあるが、個々の対

応には限界があり、県全体の医療提供体制の在り方について、根本的な議論を行う必要があるのではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、急激な人口減少社会の中、政策医療や不採算医療を担う公立病院としての機能や役割を堅持することはもとより、長期的な視点に立ち、限られた地域医療資源の合理的な配置や集約化を含めた抜本的な対策を講じることにより、持続可能な医療提供体制の構築が図られるよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外15件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億3,400万円余の増額、特別会計で6,500万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は522億700万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で197億5,200万円余の減額、特別会計で1億7,800万円余の減額であります。この結果、一般会計と特別会計を合

わせた補正後の予算額は1,008億6,800万円余となります。

このうち、商工観光労働部の改善事業「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」についてであります。

これは、物価高騰などで厳しい経営環境に置かれている県内中小企業・小規模事業者に対し、生産性向上などのための投資や経営力強化を支援することにより、人口減少下においても地域経済の維持・発展を支えることのできる「稼ぐ力」を備えた事業者の増加を促進するものであります。

このことについて委員より、具体的な支援内容について質疑があり、当局より、「作業の効率化が見込まれる器具の導入など、生産性向上に資する設備投資に対する補助に加え、経営力強化に向けた経営者の意識醸成などを目的としたセミナーも実施してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「単なる資金援助にとどまらず、成功事例をフィードバックするなど、従業員の資質向上まで踏み込んだ支援を積極的に行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、商工観光労働部の新規事業「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」についてであります。

これは、物価高騰により経営面で影響を受けている県内の観光関連事業者を支援するため、宿泊割引や観光施設等で利用可能なデジタルクーポンの付与などを通じて、滞在型観光を促進し、地域観光産業の活性化を図るものであります。

このことについて委員より、「県内宿泊割引及びクーポン付与等の支援に係る事業費16億

4,400万円余のうち、事務費が2億5,900万円余との説明であったが、事務費としては高額に感じる。その内訳はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「事務費の主な内訳としては、クーポンシステムの構築費やクーポンの発行手数料などであり、過去の同様のキャンペーンを参考に積算を行っている。また、事業の規模感や複数事業者間での調整の必要性などを考慮し、受託者の決定は、プロポーザル方式を採用して実施したいと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県が直接実施することが望ましい業務については、ノウハウを蓄積し活用できる体制を構築することで、今後、同様の施策を展開するに当たっては、コストが削減できるよう検討いただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第45号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で14億6,700万円余の減額、特別会計で30万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた

補正後の予算額は257億4,200万円余となります。

このうち、電力自家消費サポート事業についてであります。

これは、エネルギー価格高騰の影響を受けている個人や事業者を対象に、蓄電池やLED照明の導入を支援することで、電力購入量の削減や、温室効果ガス排出量の削減を図るものであります。

このことについて委員より、「LED照明の導入経費における補助について、個人は対象とされないのか。また、事業の周知については、どのように図られているのか」との質疑があり、当局より、「個人のLED照明の付け替えは、比較的少額なコストに対する支援であることから、各市町村で対応していただくようお願いしている。また、事業の周知については、新聞、ラジオでの広告やSNSを組み合わせる形で情報を発信している」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億8,300万円余の増額、特別会計で4,000万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は505億300万円余となります。

このうち、新規事業「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」についてであります。

これは、物価高騰の中、中山間地域の農業者等に対して、生産活動の継続につながる機械等の導入や修繕費用を支援し、生産意欲の向上や、多面的機能の維持及び発揮を図るものであります。

このことについて委員より、「宮崎県内の中山間地域は広大であり、地域農業を守っていく

上で、当該事業は重要であると捉えているが、どのようなニーズ調査をして事業を構築したのか」との質疑があり、当局より、「ニーズの定量的な把握までは至っていないが、中山間地域の農業者から伺った意見を踏まえて事業を構築している。当該事業では、中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加する者を対象としているが、これまでの類似事業とは異なり、年齢及び農地の規模拡大の要件は設けないことで考えている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「現場は高齢化が進み、待ったなしの状況にあり、一度地域が衰退すると再び活力を取り戻すことは難しい。担い手の確保や営農を続けることができるよう、現場の思いにしっかり応えていただきたい」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

まず、電気事業会計についてであります。綾第二発電所大規模改良事業の継続費で11億9,300万円余の増額を行うものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の同事業に

おける継続費の総額は179億2,800万円余となります。

また、地域振興事業会計については、事業収益で1,000万円余の減額を行うものであります。

この結果、地域振興事業会計の補正後の事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス900万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で40億5,400万円余の減額、特別会計で1億200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,238億3,800万円余となります。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9億400万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は298億9,700万円余となります。

このうち、企業局の地域振興事業会計についてであります。

このことについて委員より、「ゴルフ場利用者数が目標を下回る想定のため、指定管理者から納付される施設利用料を減額するとの説明であったが、指定管理者との間で経営リスクに対して、どのような取決めがあったのか」との質疑があり、当局より、「指定管理者募集時に応募がないおそれがあったため、経営リスクを軽減する条件を設定し、募集を行った。そのため、利用者数が想定を下回った場合は、指定管理者から納付される施設利用料を減額するという条件で契約を結んでいる」との答弁がありました。

最後に、教育委員会の新規事業「みやざきの

図書館連携協働モデル事業」についてであります。

これは、県内の図書館と地域の関係機関との連携協働により、読書環境の整備改善に向けたモデルを構築し、県民が読書に親しむ環境を整備するものであります。

このことについて委員より、「設置予定の協議会については、関係機関との連携をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「全県的に読書に親しむ環境を整備するため、協議会には、市町村立図書館や各学校図書館の代表者、また図書館が関係する書店の方などに委員として参加していただくことで協力体制を構築することとしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「協議会での議論においては、実際の現場が分かっている司書の方の意見を積極的に取り入れるなど、実効性のある取組にしていきたい」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日11日から18日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、19日午前10時から、令和8年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

3月19日（木）

令和 8 年 3 月 19 日 (木曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (35名)	
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 (同)
5 番	山 内 いっとく (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹 (同)
7 番	下 沖 篤 史 (同)
8 番	齊 藤 了 介 (同)
9 番	黒 岩 保 雄 (同)
10番	渡 辺 正 剛 (同)
11番	河 野 通 博 (同)
13番	外 山 衛 (同)
14番	脇 谷 のりこ (未来への風)
15番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎 (同)
18番	野 崎 幸 士 (宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋 (同)
20番	内 田 理 佐 (同)
21番	川 添 博 (同)
22番	荒 神 稔 (同)
23番	日 高 博 之 (同)
24番	福 田 新 一 (同)
25番	本 田 利 弘 (同)
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
32番	濱 砂 守 (同)
33番	安 田 厚 生 (同)
34番	坂 口 博 美 (同)
35番	山 下 寿 (同)
36番	山 下 博 三 (同)
37番	二 見 康 之 (同)
39番	日 高 陽 一 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
公 安 委 員 長	松 山 昭
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人 事 委 員 会 委 員 長	桑 山 秀 彦

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博 史
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第44号まで及び請願）

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和8年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第44号までの各号議案及び請願第19号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、請願第19号については賛成少数により、議案についてはいずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和8年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和8年度一般会計の予算規模は6,899億5,000万円、前年度と比較して、219億9,000万円余、3.3%の増となっております。また、特別会計については3.9%の減、公営企業会計については3.5%の増となっております。

歳入では、まず自主財源については、地方消費税清算金の増などにより1.6%の増となって

おり、また、依存財源については、地方交付税の増などにより4.6%の増となっております。

一方、歳出では、義務的経費は、人件費の増などにより3.3%の増、投資的経費は、県有スポーツ施設整備費の減などにより4.2%の減、その他一般行政経費は、未来みやざき成長基金積立金の増などにより7.2%の増となっております。

このことに関連して委員より、「非常に厳しい財政運営が求められる中で、今後の財政健全化を含めた中長期的な見通しについて、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「今回の予算は過去最大規模となりつつも、財政健全性も確保できたと考えている。今後も、財政健全化に関する指標を注視しつつ、財源確保について国にしっかりと働きかけを行うなど、財政の健全性確保に努めながら、置県150年を見据えた夢のある投資にも取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後も本県の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと見込まれるが、本県の経済発展のために、めり張りのある財政運営を行っていただくよう要望します。

次に、総合政策部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて230億7,700万円余で、前年度と比較して32.1%の増となっております。

次に、総務部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,376億2,800万円余で、前年度と比較して0.7%の増となっております。

次に、宮崎国スポ・障スポ局の予算について

であります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計で65億3,900万円余で、前年度と比較して43.7%の減となっております。

このうち、総合政策部の新規事業「みやぎきスポーツメディカルサポート体制構築事業」についてであります。

これは、国スポ・障スポの開催を見据え、県内の医療団体、競技団体をつなぐ「みやぎきスポーツメディカルコンソーシアム」を形成するとともに、コーディネーターを配置し、県内キャンプ等を行うチームやスポーツ大会等に対するサポート体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「スポーツメディカルコンソーシアムは、様々なスポーツに対応できるのか」との質疑があり、当局より、「現在も、ラグビー日本代表やなでしこジャパンへの帯同経験を持ち、様々なスポーツに対応することができる優秀なスポーツドクターが中心となり、支援を行っている。この事業により、しっかりとコンソーシアムを形成することで、様々なスポーツの場面で、これまで以上にメディカル面での支援を組織的・機動的に行うことができる体制をつくっていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「コンソーシアムでは、より幅広い支援を行うため、アンチドーピング等に関する知識を持つ薬剤師であるスポーツファーマシストとも積極的に連携していただきたい」との要望がありました。

次に、総合政策部の「宮崎県消費者基本計画の素案について」であります。

これは、高齢化の進行や成年年齢の引下げ、デジタル化の進展など、消費者を取り巻く環境の変化や、新たな課題等に対応した消費者施策

を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの消費者教育推進計画を継承・包含した「宮崎県消費者基本計画」を新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「消費者トラブルから身を守るためには、日頃から、住んでいる地域の活動を通じて情報共有を行うなど、地域とのつながりが重要だと考えるが、計画にどのように反映されるのか」との質疑があり、当局より、「消費者トラブルについては、未然防止に力を入れる必要があることから、現在も、出前講座などを活用し、自治会単位の啓発や情報提供等の呼びかけも行っている。また、今回の計画では、市町村と連携しながら、小さな単位での啓発活動や地域における見守り活動の推進についても取り組んでいくこととしている」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,425億2,300万円余で、前年度と比較して0.1%の増となっております。

次に、病院局の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が469億7,900万円余、病院事業費用が503億1,800万円余であり、収益から費用を差し引いた収支残はマイナス33億3,900万円余となっております。

このうち、福祉保健部の「民生委員担い手確保対策事業」についてであります。

このことに関連して委員より、「民生委員の担い手不足が深刻な問題となっている。民生委員への活動費の支給について、都道府県が独自に上乘せを行っている事例はあるのか」との質疑があり、当局より、「財政基盤の強い自治体では独自の対応が見られ、九州管内では福岡県のみが上乘せ支給を行っている。本県としても、九州各県と連携し、活動費の目安となる普通交付税の算定単価の引上げを国へ要望した結果、本年2月には、現行の年額6万200円から3,800円の引上げがあったところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「民生委員は地域と深く関わる重要な役割を担っていることから、様々な地域課題の解決のためにも、県独自の取組も含め、今後の民生委員の確保の在り方や支援策について検討していただきたい」との要望がありました。

次に、福祉保健部の新規事業「外国人介護人

材獲得強化事業」についてであります。

これは、海外現地での情報収集や求人活動、広報活動など、人材確保に資する取組を行う介護福祉士養成施設や介護事業者に対して支援を行うことで、介護福祉士養成施設の留学生確保と外国人介護人材の受入れ促進を図るものであります。

このことについて委員より、「令和9年末までに外国人介護人材数を2,000人とする目標を達成するためには、言語や手続の面で受入れのハードルが高い小規模事業者への支援を強化すべきではないか」との意見があり、当局より、「海外へのPR事業に加え、求人票の作成方法や雇用契約の締結方法など、小規模事業者に対する伴走型支援を介護分野独自で実施している。また、宮崎県外国人材受入・定着支援センターにおいて、採用から定着までの一貫した相談体制を整えているが、引き続き、他部局とも連携しながら、一人でも多くの外国人材の確保に努めたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「県内には、独自のノウハウや海外とのつながりを持ち、外国人材の受入れに成功している事業所もある。そういった先進事例もしっかりと調査していただきたい」との要望がありました。

次に、福祉保健部の改善事業「旧優生保護法に基づく補償金等支給円滑化事業」についてであります。

これは、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、補償金等制度の周知や支給に係る事務を迅速かつ適切に行うことにより、当事者に寄り添った円滑な補償金等の支給を図るものであります。

このことについて委員より、「補償金の支給は迅速に行うべきであるが、支給までに時間を

要するのはなぜか」との質疑があり、当局より、「戸籍の調査や本人の存否確認に加え、対象者への案内には、個々の事情に十分配慮した極めて慎重な対応が求められることから、支給までに時間を要すると考えている。調査を迅速に行いつつ丁寧に進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて474億7,400万円余で、前年度と比較して2.7%の減となっております。

次に、県土整備部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて915億5,300万円余で、前年度と比較して3.5%の増となっております。

このうち、商工観光労働部の改善事業「半導体関連企業誘致強化促進事業」についてであります。

これは、本県への半導体関連企業の誘致を強化するため、産業用地の確保と誘致活動のさらなる充実を図るものであります。

このことについて委員より、「内陸部の工業団地に対する問合せが多いことから、企業誘致は道路整備と一体化した戦略が必要不可欠である。県土整備部と密に連携し、戦略を持って立地促進に取り組むべきではないか」との意見があり、当局より、「県内産業の振興を図るに当たり、工業団地の不足は克服すべき重要な課題となっている。県土整備部など関係部局との連携をさらに強化し、国の新たな制度も活用しながら、市町村が行う事業への支援や立地促進に向けた取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「部局間での強固な連携の下、商工観光労働部がリーダーシップを発揮して戦略を立て、半導体産業の立地促進に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工観光労働部の新規事業「高付加価値型宿泊施設誘致調査事業」についてであります。

これは、消費額が大きい旅行者の誘客や滞在型観光を強化するため、市町村と連携し、公有地などの土地情報等を収集するとともに、開発事業者等へのヒアリングを行い、高付加価値型宿泊施設誘致の実現性をはかるものであります。

このことについて委員より、「ラグジュアリークラスのホテル誘致に向けた調査を3年間で実施するとしているが、他県ではスピード感

を持った誘致競争が展開されており、有望な事業者が他県に流れてしまう懸念がある。より短期間での実施はできないのか」との質疑があり、当局より、「1年目は基礎調査に基づき作成した資料により開発事業者等へのヒアリングを行い、2年目は関心の高い事業者の絞り込みや意見交換等を行うことを想定している。ラグジュアリークラスのホテル誘致はハードルが高いことから、慎重かつ着実に進めたいと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内のどのエリアにどのグレードの宿泊施設がどの程度必要なのかといった戦略的な全体計画の下、宿泊施設の誘致を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の新規事業「土木の設計図書等検索システム構築事業」についてであります。

これは、新たな公共工事を発注する際に参考とする設計図書や関係通知文などを検索・管理するシステムを構築することにより、職員の業務時間の削減や負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「公共工事の設計に関する悩みは、市町村においても同様であると考えられるが、今後、市町村への展開や連携について検討する余地はあるのか」との質疑があり、当局より、「現時点では具体的な検討は行っていないが、技術的な面などの課題をクリアできれば、市町村が活用することも可能になるのではないかと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「優れたシステムを構築するのであれば、庁内だけではなく、全県下で効果的に活用できるよう、市町村との連

携、共同利用に向けて検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外14件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて223億8,500万円余で、前年度と比較して0.5%の減となっております。

次に、農政水産部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて426億9,500万円余で、前年度と比較して1.8%の減となっております。

このうち、環境森林部の新規事業「硫黄山河川白濁対策支援事業」についてであります。

これは、令和8年4月1日から硫黄山水質改善施設の管理者となるえびの市に対して、施設

の管理・運用に係る経費の補助及び技術支援を行うことにより、施設の効果的運用による河川下流側の安定的な水質の確保を図るものであります。

このことについて委員より、「当該施設については、本来、国が整備、維持管理すべきと考えるが、なぜ県が施設整備をしたのか」との質疑があり、当局より、「硫黄山が噴火した後、国へ粘り強く施設の整備を要望してきたが、国での整備は難しいとの回答であった。一方で、農業関係者への影響を考慮し、早急に対応する必要があったことから、令和3年2月に開催された、国、県、えびの市等の関係機関で構成される硫黄山・河川白濁対策協議会において、県が施設整備を行い、えびの市が将来的に維持管理を行うことが確認された」との答弁がありました。

これに対して同じ委員より、「今後とも、えびの市としっかりと連携しながら、現状を把握し、必要に応じて国への要望を行っていただきたい」との意見がありました。

また、ほかの委員より、「えびの市への経費の補助及び技術支援はどのようになるのか」との質疑があり、当局より、「当該支援事業は、農政水産部で取り組んでいる代替水源の整備完了が見込まれる令和11年度までとしている。技術支援については、令和12年度以降もえびの市からの相談に応じて協力していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の新規事業「農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業」についてであります。

これは、令和9年度に始まる育成就労制度に対応した受入れ体制を構築し、農業分野における外国人材の安定的な確保・育成を図るもので

あります。

このことについて委員より、「外国人材確保・雇用対策特別委員会においてインドネシアを現地調査した際、日本で研修を受けた若者が現地で起業し成功しているのを目の当たりにした。単なる労働力確保という観点だけでなく、本県での研修により夢をかなえることができるといった視点を持つことで、相手国との信頼関係を構築していただきたい」との意見がありました。

次に、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことに関連して委員より、「水産物加工指導センターの利用実績は減少傾向との説明だったが、例えば、宮崎県内の調理科の高校生等が活用した事例はないのか」との質疑があり、当局より、「現状では、水産加工業者を中心に利用している状況であり、高校生が利用している事例はないが、宮崎県水産業・漁村振興長期計画においても、水産加工業について、今後、注力して取り組むことを掲げている。このため、教育委員会と連携することで、新しい取組ができるよう検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関連議案等は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和8年度予算についてであります。

まず、電気事業会計予算については、収益的収支における事業収益は69億9,700万円余、事業費は57億600万円余であり、事業収益から事業費を差し引いた収支残は12億9,100万円余となっております。

工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益は3億6,800万円余、事業費は4億8,300万円余で、収支残はマイナス1億1,500万円余となっております。

地域振興事業会計予算については、同じく事業収益は100万円余、事業費は2,500万円余で、収支残はマイナス2,400万円余となっております。

次に、教育委員会の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,334億4,100万円余であり、前年度と比較して7%の増となっております。

次に、公安委員会の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は322億6,000万円余であり、前年度と比較して7.1%の増となっております。

このうち、企業局の工業用水道事業会計予算についてであります。

このことについて委員より、薬品費が前年度に比べ約37%増加している理由について質疑があり、当局より、「濁水処理をするため、高速凝集沈殿池で使用する薬品単価が上がったことによるものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「従来の薬品に固執することなく、コストと安全性の両面から、最新の知見を基に代替品を探すことも必要ではないか」との意見がありました。

次に、教育委員会の新規事業「教員の意識と授業が変わる「ひなたの学び」学力アップ事業」についてであります。

このことについて当局より、「これまでの取組に加え、さらなる授業改善を図り、その成果を全県下に展開することで、本県の児童生徒一人一人に問題意識を持たせ、仲間と話し合いながら深く考える力を身につけさせたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「児童生徒が自ら学ぶ姿勢を持つことは、学力が向上するだけでなく、不登校対策にもつながると考える。この取組をしっかりと進めていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の「職員のメンタルヘルスケア支援事業」についてであります。

このことについて委員より、警察官に対するメンタルヘルスケアの取組について質疑があり、当局より、「全職員を対象にストレスチェックを行い、メンタルヘルス不調の兆しがある職員については、専門機関等で相談ができる体制を整えている。また、ストレスチェックを受けた時期には問題がなかった職員が後に休職となるケースもあるため、職員が自ら相談する体制や、同僚や職員の家族が職員の異変に気づいた際、本人のケアにつなげる体制も整えて

いる」との答弁がありました。

警察の使命である県民の安全・安心な暮らしを守るためには、その任に当たる警察官が心身ともに健やかな状態で職務に当たることが不可欠であります。

当委員会といたしましては、警察官一人一人が職務に専念できる職場づくりに取り組むとともに、より積極的に警察官のメンタルヘルス対策に取り組んでいただきますよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例会に提案されました各号議案のうち、議案第1号、第4号、第20号及び第30号について、反対の立場から、請願第19号については、採択を求めて討論を行います。

まず、議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計予算」についてです。

国内外ともに激動の情勢の中、明白な国連憲章・国際法違反である米国とイスラエルによるイラン攻撃は、子供を含む多数の民間人を犠牲にし、ホルムズ海峡の実質的な封鎖による原油入手の困難性は、エネルギー市場の混乱を招き、日本国民、県民の暮らしにも影響をもたらし始めています。

また、高市新政権の下での経済政策は、「責任ある積極財政」の名の下に赤字国債を大量発行して、大軍拡や大企業優遇の放漫財政の推進が長期金利の上昇や異常円安を加速させ、長期に及ぶ物価高騰はますます深刻さを増し、こうした中に県民の暮らしは置かれています。異常な物価高騰の中で、賃金も年金も上がらず、県内の基地強化、戦争準備は進められ、県民は危険と表裏一体の生活を余儀なくされています。

こうした県民の苦難を解決し、安心して暮らすための福祉の増進に努める地方自治体の責務を全うする県政が求められています。

県の新年度当初予算は、一般会計で6,899億5,000万円と、予算規模は過去最大です。一方、県債発行額は563億円余、県債残高は8,575億円余と、依然として多額に及んでいます。この過去最大規模の予算を県民の安心できる暮らしにどう生かすかです。

予算における施策においては、福祉や医療、教育、文化、農業、インフラの整備、地場産業の振興など、当然必要な予算も組まれていますが、県民の期待に応えるには不十分さや問題点を残しています。

今求められているのは、医療や福祉、社会保障について、地域医療を守る観点から、医療機関やケア労働者を支える手だてが必要です。特に、介護事業所を支えることは、事業所にとっても、利用する高齢者にとっても急務です。

また、日本一生き育てやすい県を目指すのであれば、子育て世帯が切望する小中学校給食の無償化、子供医療費の助成の拡充、中でも、ひとり親家庭の医療費助成を現物給付方式にすることなどが必要です。国の施策や予算を求めることは当然ですが、県独自でも増えた財源等を充てて県民の暮らしを支えることが重要です。

農業分野では、気候変動の中で食糧危機に対応するためにも、輸入に頼らない農業の確立、価格保障、所得補償で小規模な家族農業も支える手だてを取ることです。

教育においては、いじめや不登校問題の解決のためにも、何より子供たちと直接関わる教職員を増やすことです。少人数学級を実現すること、これは教員の働き方改革にも道を開くものです。

こうした点を踏まえた、県民の期待に応えられる行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和8年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」については、議案第30号と関連しますので、併せて討論いたします。

まず、国保会計についてです。

国保の都道府県化の下、昨年度、県内では9つの自治体が国保税の引上げを行っています。その中で、全国で6番目に国保税が高い自治体もあります。標準保険料率や保険者努力支援制度による自治体独自の公費繰入れをやりやすくする仕組みがつくられ、国保税の引上げにつながっています。新年度の保険者努力支援交付金は、さらに前年度より1億円余も減額され、物価高騰が続く中で、医療費のコストも上がり、それが国保税に跳ね返ってくることにもなりません。

また、議案第30号の県条例改定で見られるように、国の子ども・子育て支援法の改定によ

り、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から、国民健康保険をはじめ、医療保険者に支援金を拠出することが義務づけられ、子ども・子育て支援金が医療保険料に上積みして徴収されることになり、この新設された子ども・子育て支援納付金は14億2,800万円余の支出となっています。これは当然、国保税引上げにつながるが見込まれます。

子育て支援は必要かつ重要です。しかし、その財源を医療保険料などに上乘せして徴収するような方策は問題です。国保加入者の大半は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者、年金生活者です。高い国保税は、長引く物価高騰の中で滞納者を増やし、安心して医療を受けることを困難にしています。

削減してきた国庫負担金を元に戻し増やすこと、また、1兆円規模の公費投入を行い、国保税の抜本的な引下げ、窓口負担減免制度の生活困窮者への対象拡大などを国に求めて、県民の命と健康が守れる国保にすることを強く求めるものです。

次に、議案第20号「令和8年度宮崎県立病院事業会計予算」についてです。

県内の医療を取り巻く状況は、物価の高騰や消費税の負担、医師や看護師不足、さらに診療報酬問題などによる経営の厳しさは深刻で、県内のクリニックの閉鎖や、一定規模の開業医などに倒産の危機事例が聞かれるように、地域医療全体に深刻な影を落としています。県立病院の事業運営においても、経営の厳しさは免れない状況だと思えます。

新年度の予算規模は585億8,800万円余、収支改善策も示され、新規事業も組み込んだ増収計画、病院事業債の活用検討などが挙げられています。もちろん一般会計からの繰入れもあり、

公的病院の役割を担うためには、その増額も必要と思います。

問題とするのは、収支改善策の一つに病床削減を示していることです。コロナから解放されてきたとはいえ、感染症対策の徹底をおろそかにすることはできませんし、一旦削減したら、容易に増やすことは困難になるのではないのでしょうか。

現在、2040年に向けて、病院機能を明確にする新たな地域医療構想計画が取り組まれているようですが、公的病院の果たす役割がどうなるのか、現在でも、県民の命と健康を守る地域医療の中軸、要として、県民はもとより医療機関からも、しっかり救急患者を受け入れてほしい、最後のとりでになってほしいという要望や期待は大きくあります。

まさに、県立病院が目指す公的病院としての役割を果たすべく、救急医療や高度・急性期医療など、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するためにも、病床削減については慎重に考慮することを求めたいと思います。

続いて、請願について述べます。

委員長報告で不採択とされました新規請願第19号「消費税の引き下げ」を求める意見書を国に提出することを求める請願書」について、採択を求めるものです。

長引く物価高騰の下で、さきの参議院選挙でも衆議院選挙でも、国民の消費税減税を求める声は圧倒的でした。その国民の声に押されて、高市首相も「消費税減税は悲願」と述べられました。

現在、国会で審議が行われている消費税減税策です。地方の場から県民の切実な声を届ける役割を県議会が担うことは重要です。県民の暮らしを守り、地域経済を立て直すためにも、有

効かつ必要な消費税減税です。不採択と切り捨てず、請願者の意思を重く受け止めて、採択を求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

〔中野一則議員退席・退場〕

○外山 衛議長 本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔中野一則議員入場・着席〕

◎ 議案第33号採決

○外山 衛議長 次に、議案第33号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第4号、第20号及び第30号採決

○外山 衛議長 次に、議案第4号、第20号及び第30号の各号議案について、一括お諮りいた

します。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第19号まで、第21号から第29号まで、第31号、第32号及び第34号から第44号まで採決

○外山 衛議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第19号まで、第21号から第29号まで、第31号、第32号及び第34号から第44号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第19号採決

○外山 衛議長 次に、請願第19号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○外山 衛議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、南海トラフ対策特別委員会、福田新一委員長。

○福田新一議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、南海トラフ地震に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりですが、ここでは、県への提言を中心に、その概要を御報告申し上げます。

本県においては、今後、高い確率で発生が予測される南海トラフ地震への対策が県政の最重要課題であります。

令和5年度及び6年度には、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を設置し、南海トラフ地震対策を含む様々な防災・減災対策の取組について調査が進められてきました。

本県では、令和6年8月の日向灘沖を震源とする地震において、全国で初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されましたが、県内では、これに伴う避難行動等による交通渋滞の発生が見

られたほか、沿岸10市町での調査において、住民の約75%が避難しなかったことが判明するなど、新たな課題が浮き彫りとなりました。

また、国による被害想定の見直し結果が公表されたことから、本県を取り巻く災害リスクを正しく理解し、より実効性のある対策が必要であるという認識に至りました。

当委員会では、このような認識の下、南海トラフ対策に特化し、「被害想定に関すること」「地震対策に関すること」「津波対策に関すること」「避難に関すること」の4項目について調査いたしました。

調査は、甚大な被害が想定される沿岸地域を中心とする県内外での現地調査に加え、参考人として、宮崎公立大学の山下裕亮准教授、県立延岡病院の金丸勝弘医師、陸上自衛隊都城駐屯地の矢羽田峰志連隊長をお招きし、専門的な見地からの意見聴取を行ったところであります。

調査では、特に、南海トラフ地震において、最大34.4メートルと全国で最も高い津波が想定されている高知県黒潮町において、町長の強いリーダーシップの下、行政と住民が一体となった強固な防災体制が築かれており、本県における対策を検討する上で大変参考となる事例でありました。

それでは、主な提言として、ここでは8つの項目について申し上げます。

まず、「地震・津波に関する正しい知識の啓発強化」についてであります。

臨時情報により交通渋滞が発生したことは、県民の避難行動についての理解不足を示唆するものと言えます。

このため、県民が地震や津波に関する正しい知識を習得し、特に、津波警報が発表された場合は「直ちに避難」「原則徒歩避難」という基

本行動が確実に実践できるよう、情報提供や呼びかけを徹底することを要望いたします。

次に、「自主防災組織・地域コミュニティーの活性化と連携強化」についてであります。

大規模災害においては、隣近所による助け合いが命を救う鍵となるものの、県内調査では、地域により自治会加入率などに差が見られ、少子高齢化や加入率の低下による共助の機能低下が懸念されます。住民が防災を自分事として捉え、地域で支え合う体制を築くためには、行政による支援が不可欠と言えます。

このため、自治会への加入促進や、防災士等の専門人材の活用を図る支援策を検討するとともに、行政と住民が一体となった地域防災体制を構築できるよう、市町村の地域防災計画の策定等を積極的に支援することを要望いたします。

次に、「重要インフラの耐災害性強化」についてであります。

発災直後の救急・救命活動及び緊急物資輸送を支える道路や、沿岸部に住む人々の命を守る津波避難タワーは、地域によって対策に差が生じないように整備を推進すべきであります。

このため、東九州自動車道や国道220号などの重要道路に加え、迂回路となる県道など、災害時でも機能する強靱な道路ネットワークを確立することを要望いたします。

また、津波避難タワーの整備に当たっては、高齢者の避難速度を考慮した県下統一の算出方法に見直すとともに、スムーズに避難できるよう、スロープ設置など多様な整備手法を検討することを要望いたします。

次に、「災害時医療・福祉提供体制の強化」についてであります。

津波浸水などが想定される南海トラフ地震で

は、広域かつ長時間の停電や通信インフラの寸断により、医療機関などが機能不全に陥ることが懸念されます。

このため、地域災害拠点病院において、医療用設備の高所移設等の現状把握や、自家発電機への切替え訓練等の実施を進めるとともに、マイナ保険証を活用した災害時の医療情報提供体制を構築することを要望いたします。

次に、「避難所の安全確保と環境整備」についてであります。

死者の約67%が災害関連死であった能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所となる学校の体育館への冷暖房設置やプライバシーの確保等のほか、女性の意見を十分に取入れた避難所の環境整備を進めることを要望いたします。

次に、「事前復興計画の策定」についてであります。

災害後の迅速な復興だけでなく、事前防災にも寄与するとの認識の下、高知県の取組などの先行事例を踏まえ、復興方針・体制・手順を具体化した事前復興計画を市町村と連携・議論し、策定に向けた支援を検討することを要望いたします。

次に、「災害廃棄物処理体制の強化」についてであります。

南海トラフ巨大地震では、約1,170万トンもの災害廃棄物が発生すると想定され、市町村単独での処理が困難になることが予想されます。

このため、市町村や民間事業者と十分連携し、具体的な処理手順や仮置場の確保などを計画に明示するとともに、県内処理施設の充実や県内外の広域的な連携強化を図り、災害廃棄物処理体制を構築することを要望いたします。

最後に、「他県との広域連携の推進」についてであります。

大規模災害発生時には、本県単独での応急対応には限界があります。

このため、本県及び大分県に対する応援拠点で、国のプッシュ型支援の分散備蓄拠点である熊本県との平時からの顔の見える関係を一層強化し、大規模災害時に円滑な支援が受けられるよう、道路啓開や代替ルート確保等のための実効性のある計画を策定することを要望いたします。

以上が当委員会の調査結果の概要であります。

県当局におかれましては、国の新たな被害想定や防災体制の動向を注視しつつ、知事の強いリーダーシップの下、市町村や関係機関と緊密に連携し、県民一人一人が主体的に行動できるよう、総合的かつ持続的な防災対策を力強く推進されることを期待申し上げ、当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、外国人材確保・雇用対策特別委員会、本田利弘委員長。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、外国人材確保・雇用に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。ここでは、県への提言を中心に、その概要を御報告申し上げます。

本県においては、人口減少に伴う深刻な人手不足により、地域経済の維持に向けた労働力の確保が喫緊の課題となっており、産業を支える人材として外国人材への期待が一層高まっております。

このような中、国内外で人材獲得競争が激化していることから、さらなる外国人材の確保に向けた対応が求められております。

一方で、在留外国人の増加により、地域社会

におけるトラブルを懸念する声もあることから、安心できる社会環境を維持することで、地域住民との共生を両立させることが重要であります。

また、国において、外国人材の確保・育成に向け、技能実習制度から育成就労制度への移行が進められるほか、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、共生社会の実現に向けた具体的な指針が打ち出されており、こうした国の政策に沿った対応も必要となってまいります。

当委員会では、このような認識の下、「国の在留資格と特定技能制度等に関すること」「外国人材の受入れ・活用・支援に係る現状と課題に関すること」「送り出し機関・受入れ機関・外国人材雇用事業者に関すること」「外国人材に選ばれる宮崎づくりの施策の在り方に関すること」の4項目について調査いたしました。

調査は、県や国をはじめ、県内外の外国人材雇用事業者や登録支援機関などから取組を聴取するとともに、現地の送り出し機関や教育機関等の実情を把握するため、インドネシアに赴いたところであります。

その結果、本県の温かな県民性や温暖な気候と豊かな自然といった特徴を生かした、外国人材に選ばれる宮崎づくりを戦略的に推進することの重要性が明らかとなりました。

それでは、主な提言について、ここでは6つの項目を申し上げます。

まず、「海外関係機関とのネットワーク構築」についてであります。

外国人材の確保に当たっては、就労ニーズの多様化への的確な対応や、不当な仲介費等を回避する透明性の高い受入れ体制を築くことが重要となります。

このため、各国の経済状況や国内情勢の変化に即した戦略的なアプローチを展開することにより、現地の行政機関や送り出し機関等との強固な信頼関係を構築し、ネットワークを形成することを要望いたします。

次に、「外国人材施策の推進体制の強化」についてであります。

外国人材の確保や定着、共生に係る施策をより効果的に展開するためには、多岐にわたる取組を一体的に実施する体制や、市町村と連携した地域課題等への対処が必要になります。

このため、県において司令塔の役割を担う組織の拡充・強化や専門人材の活用などによる施策を強力に推進する体制に加え、地域の実情に応じた支援を行うための広域的な協力体制を構築することを要望いたします。

あわせて、県の施策の評価に当たっては、事業者における外国人材の確保や定着状況などの成果を重視した効果検証を行っていただきたいと思っております。

次に、「海外へのPRと情報発信の強化」についてであります。

外国人材が就労先の情報を収集する際は、主にSNSなどが活用されており、本県を就労先として選択した外国人材からは、宮崎の温暖な気候や温かな県民性に魅力を感じているとの声も聞かれました。

このため、現地の政府機関や送り出し機関、人材の中核となる若年労働者などの本県への認知度が向上するよう、プロモーション動画やSNSなどを効果的に活用し、本県で働くことの魅力をPRすることを要望いたします。

次に、「県内事業者に対する人材定着への支援」についてであります。

育成就労制度の開始に伴う転籍要件の緩和に

より、外国人材が条件のよい都市部に流出することが懸念されるため、県内事業者への定着支援を強化する必要があります。

このため、県内事業者に対して就労環境の整備に向けた支援を行うとともに、定着促進に向けたセミナーの開催などにより、外国人材が県内で働き続けることが魅力的な選択肢となるよう、取組を進めることを要望いたします。

次に、「居住環境の整備支援」についてであります。

県内事業者からは、外国人材の住まいの確保に苦慮しているとの声が聞かれ、受入れを推進する上で、生活の基盤となる住居の確保が大きな問題となっています。

このため、既存の公営住宅の空き住戸を活用できるよう、目的外使用の実証的取組で得られた成果や課題を関係部局で共有するとともに、市町村に対しても公営住宅の有効活用を働きかけながら施策を展開することを要望いたします。

最後に、「外国人と地域住民との相互理解の促進」についてであります。

外国人材が地域社会の一員として根づいていくためには、孤立を防ぎ、周囲との良好な関係を築いていくことが重要であります。

このため、みやざき外国人サポートセンター等の取組を充実させ、生活や就労の各段階に応じた伴走支援を展開するとともに、市町村等と連携し、外国人材本人だけでなく地域住民も相談しやすい体制を整備するなど、地域全体で支え合う仕組みを構築することを要望いたします。

以上が当委員会の調査結果の概要であります。

県当局におかれましては、知事の強いリー

ダーシップの下、外国人材から選ばれる宮崎の実現に向け、今回の提言を的確かつ迅速に施策へ反映させるとともに、国や市町村、関係団体等と連携した取組をより一層推進されることを期待申し上げます、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○外山 衛議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和8年3月19日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 日高 博之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第2号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

議員発議案第3号

非核三原則の堅持を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで

追加上程、採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日

程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年2月定例会を閉会いたします。

午前11時18分閉会

